

宮津市告示第 64 号

消費者安全法（平成 21 年法律第 50 号）第 10 条第 2 項の規定により、宮津与謝消費生活センターを設置したので、同条第 3 項の規定により告示する。

平成 23 年 4 月 1 日

宮津市長 井 上 正 嗣

- 1 名 称 宮津与謝消費生活センター
- 2 住 所 宮津市字柳縄手 345 番地の 1
- 3 消費生活に関する相談及び苦情処理のあっせん等の事務を行う日時  
毎週月曜日から金曜日までの日（国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日並びに 1 月 2 日、同月 3 日及び 12 月 29 日から同月 31 日までの日を除く。）の午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 4 時まで。
- 4 消費生活に関する相談及び苦情処理のあっせん等の対象者  
宮津市、伊根町及び与謝野町の住民